

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

a. 地域の人口構造

住民基本台帳によると、総人口は令和5年度末時点で34,140人となっている。年少（0～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口、高齢者（65歳以上）人口は、それぞれ3,206人、18,540人、12,394人となっており、総人口に占める割合はそれぞれ、9.3%、54.3%、36.3%となっている。

b. 産業構造

経済センサスによると、事業所数は令和3年時点で1,514事業所となっており、卸売業・小売業、建設業、生活関連サービス業、娯楽業の順に多く、それぞれ381事業所、267事業所、159事業所となっている。従業員数は11,671人となっており、卸売業・小売業、製造業、医療・福祉の順に多く、それぞれ2,681人、2,404人、1,774人となっている。

また、農林業センサスによると、当市の農家数は令和2年時点で1,404農家となっており、世帯員数は3,731人となっている。

c. 中小企業者の実態

当市中小企業者を取り巻く経営環境は、原材料高騰等によるコスト増、生産設備の老朽化、従業員の確保難、人口減少に伴う顧客の減少等厳しい状況にある。

当市では従業者数100人未満の中小事業所が全体の多くを占めており、中小企業の発展、地域産業の振興は重要な施策となっている。現在直面している少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるためにも、生産性の優れた設備の導入により、市内中小企業の労働生産性の向上を図る必要がある

d. 中小企業者支援の取組

当市では、中小企業者支援のため、独自に中小企業資金融資及び利子補給、空き店舗活用支援事業補助金、企業誘致条例による固定資産税の課税免除、雇用奨励補助金などの取組を行っている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。これを実現させるため、2 年間の先端設備等導入計画の認定数 7 件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、当市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

a. 対象業種

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

b. 対象事業

本計画においては労働生産性が年平均 3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税を滞納しているものは対象としない。
- ・その他市長が不適當と認めるものは対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。